

## 衣生活資料の保存と活用に向けて

—登録有形民俗文化財「武庫川女子大学近代衣生活資料」のポシビリティ—

文化庁 主任文化財調査官：前田俊一郎

### 1. 民俗文化財について

#### ・文化財保護法における定義

「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法 第2条第3項）

= 「有形」と「無形」の二つの文化財から構成される唯一の文化財類型

\*有形文化財（建造物・美術工芸品）や記念物、無形文化財などの定義にみえる「価値の高いもの」という表現がみられない。

→「価値」の優劣ではない。優品主義・厳選主義的な見方によらない。

※日本人の生活文化の変遷を理解する上で不可欠なものを保護する。

※日本列島における文化の多様性を前提とし、各地の民俗事象の有り様を重視する。

#### ・民俗文化財の保護対象と性質

無形の民俗文化財 = 風俗慣習・民俗芸能・民俗技術の3つの分野

有形の民俗文化財 = 上記の3つの分野に用いられてきた用具や施設

\*日常生活の必要から創造され、世代を超えて集団的・典型的に伝承されてきた。

\*生活文化の幅広い領域にわたり、日本人の物質文化から精神文化までを反映する。

参考）「日本民族の最も基盤的な文化財」「身近な生活文化財」

（祝宮静 1965『日本の生活文化財』第一法規）

### 2. 有形民俗文化財の保護の制度と考え方

#### ・指定制度と登録制度

「重要有形民俗文化財」の指定（昭和25年～）…………… 224件

「登録有形民俗文化財」の登録（平成17年～）…………… 46件

※民家、農村舞台、生活用具、農耕・漁撈用具、信仰資料など

1) 形様、製作技法、用法等に生活文化の特色がみられ、典型的なもの。

2) 歴史的変遷、時代的・地域的・技術的・生活様式の特色、職能の様相などが読み取れるもの。

\*特に重要なもの → 重要有形民俗文化財

\*保存と活用が特に必要なもの → 登録有形民俗文化財

#### ・文化財としての価値づけ

有形民俗文化財は、「民具」と呼ばれてきた日常卑近な道具類が多く、「当たり前なもの」「何処にでもあるもの」として考えられ、文化財として評価されにくい。

⇒「文化財」の視点から意識的に見だし、地域の人々の営みと関連づけて価値づける。

特定のテーマに基づいて体系的に分類・整理し、纏まりのある資料群として整える。

※長い時間軸で対象を捉え、生活の変遷や発展の過程を跡付けることが重要

### 3. 「衣」に関する民俗文化財の保護の歩み

- ・保護制度の草創期から、農山村地域に暮らす人々の仕事着を中心に指定を進めてきた。
- ・自給的な衣料や風土に根差した衣服に注目してきた。 ※民具・民俗学の研究との連携
  - <主な事例> 「山袴コレクション」(宮本記念財団・昭和30年指定)
  - 「作業用覆面コレクション」(ノースアジア大学・昭和41年指定)
  - 「庄内の仕事着コレクション」(致道博物館・昭和41年指定)
  - 「清瀬のうちおり」(東京都清瀬市・平成29年指定)
- ・地域における伝統的な紡織や染織の習俗や技術など無形の伝承の保護も図ってきた。
  - <主な事例> 「越後のしな布紡織習俗」(新潟県:昭和42年選択)
  - 「丹後の藤布紡織習俗」(京都府:昭和58年選択)
  - 「阿波の太布製造技術」(阿波太布製造技法保存伝承会・平成29年指定)
  - 「与論島の芭蕉布製造技術」(与論島芭蕉布保存会・令和2年指定)

### 4. 「武庫川女子大学近代衣生活資料」の保存・活用

- ・資料の概要
  - 点数: 9,092点 所有者: 学校法人武庫川学院 登録年月日: 令和2年3月16日
  - 資料の構成: 着物類、関連資料、教育資料の3つの資料群
    - ※明治から昭和にかけての着物を中心とする衣類と関係資料の収集
- ・文化財としての評価
  - 「色彩や文様、素材などを通して、明治・大正・昭和期の流行や世相を読み取ることができるとともに、近代になって新たに展開する日本人の衣生活の様相を窺うことができる。また、着装や着物製作の実態を示す資料として、関連資料と教育資料が併せて収集されており、我が国における衣料や衣生活の変遷を理解する上で貴重である。」(諮問・答申資料より)
- ・登録されたことの意義
  - 「近代」の語を文化財名称に含むはじめての有形民俗文化財
  - 「ハレ」の衣類の位置づけ、「都市生活者」の生活様式と衣生活との関わり
  - 「女性」「おしゃれ」「装う」というキーワードと視点
  - 資料にみる所有者の意思(何を後世に残すか/何を大切に保存してきたか)
  - 大学所蔵資料への注目と文化財登録による保護の推進
- ・今後の保存・活用に向けて
  - ミュージアムでの公開活用
  - 資料整備(台帳・資料カード・実測測図の作成、報告書の刊行)、保存箱等の購入
    - \*「民俗文化財伝承・活用等事業」(国庫補助事業)による支援
  - 登録有形民俗文化財の「保存活用計画」の策定・国の認定
    - \*保存及び活用の具体的な措置の内容、計画期間等を記載(文化財保護法第92条の2)
    - \*文化財保存活用大綱(兵庫県)、文化財保存活用地域計画(西宮市)との連携
    - 参考) 令和2年「兵庫県文化財保存活用大綱―歴史文化遺産を未来に伝えるために―」